

会 議 録

会議の名称	令和3年度（2021年度）第1回 北河内夜間救急センター協議会（書面会議）
開催日時	令和3年（2021年）7月16日（金）～7月30日（金）
開催方法	書面会議（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）
出席者	北河内夜間救急センター協議会 会 長：伏見隆枚方市長 委 員：西端勝樹守口市長、広瀬慶輔寝屋川市長、東坂浩一大東市長、 宮本一孝門真市長、東修平四條畷市長、黒田実交野市長
欠席者	—
案件名	案件第1 事務報告 案件第2 令和2年度（2020年度）事業報告 案件第3 認定第1号 令和2年度（2020年度）歳入歳出決算認定 案件第4 議案第1号 令和3年度（2021年度）補正予算（案）について 案件第5 北河内夜間救急センターの移設について 案件第6 その他
提出された資料等の名称	資料1 北河内夜間救急センター協議会 事務報告 資料2－① 令和2年度（2020年度）歳入歳出決算認定について 資料2－② 令和2年度（2020年度）決算報告書（案） 資料3 令和3年度（2021年度）補正予算書（案） 資料4 北河内夜間救急センターの移設について 資料5 案件第6 その他について 参考資料① 北河内こども夜間救急センターの概要について
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事務報告について確認された。 ・令和2年度（2020年度）事業報告及び令和2年度（2020年度）歳入歳出決算について認定された。 ・令和3年（2021年）補正予算について承認された。 ・北河内夜間救急センターの移設について確認された。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	書面会議のため無し
所管部署（事務局）	枚方市 健康福祉総務課

1. 審議経過

- ①令和3年7月16日（金） 事務局から委員へ資料を送付
- ②令和3年7月27日（火） 委員からの意見を集約
- ③令和3年7月30日（金） 会長に意見等を最終確認
- ④令和3年7月30日（金） 事務局から委員へ結果を送付

2. 案件説明・意見等

案件1. 事務報告

（事務局）

資料1「北河内夜間救急センター協議会 事務報告」に基づき、以下の内容について事務報告を行いました。

- ・令和3年2月4日 協議会（書面会議）を開催し、事務報告・受診状況報告及び令和3年度予算及び北河内夜間救急センターの名称について、ご承認を得ました。
- ・令和3年4月1日 監査委員の選出を行い、新たに、寝屋川市の監査委員 九鬼 康夫（くき やすお）氏が選出。また、7月7日 令和2年10月から令和3年5月分の出納検査及び令和2年度決算報告書の検査を併せて実施。
- ・令和3年7月9日 令和2年度事業報告・決算報告、令和3年度補正予算（案）及び北河内夜間救急センターの移設について、幹事会（書面会議）を開催。
- ・令和3年7月20日 各市医師会、大学医師で構成する実務委員会（書面会議）を開催。

（委員）

意見等なし。

案件2. 令和2年度（2020年度）事業報告

（事務局）

資料2-②「令和2年度（2020年度）決算報告書（案）」に基づき、以下のとおり令和2年度の事業報告を行いました。

- ・資料2-②の15ページからのセンター日誌と23ページからの患者統計をもって事業報告とします。
- ・24ページの各市の年間の受診者数は、総患者数が2,335人、うち守口市が53人、寝屋川市が439人、大東市が93人、門真市が54人、四條畷市が86人、交野市が200人、枚方市が1,353人で、北河内圏域外からの受診者は57人です。
男女比率は、男子の比率が54.4%と若干高く、昨年と同様の傾向です。
年齢別の受診者の状況は、5歳未満が1,484人で63.56%を占めています。
- ・25ページの受付時間別受診状況は、午前0時までが1,663人で71.2%、0時以降が672人で28.8%を占めています。
- ・後送状況、保険種別ごとの受診状況、来所手段、疾病区分等は26ページ以降に掲載しています。

（委員）

意見等なし。

案件 3. 認定第 1 号 令和 2 年度 (2020 年度) 歳入歳出決算認定

(事務局)

資料 2-①「令和 2 年度 (2020 年度) 歳入歳出決算認定について」・資料 2-②「令和 2 年度 (2020 年度) 決算報告書 (案)」に基づき、以下のとおり令和 2 年度 歳入歳出決算認定について諮りました。

- ・資料 2-②の 2 ページ 歳入歳出決算は、歳入総額 2 億 2,316 万 3,031 円、歳出総額 1 億 9,690 万 9,599 円、歳入歳出差引額 2,625 万 3,432 円です。
- ・7 ページ、8 ページの歳出の主な内訳は、需用費 143 万 9,907 円、役務費 109 万 4,352 円、委託料 1 億 8,012 万 200 円、材料及び賃借料 188 万 2,809 円、備品購入費 71 万 2,510 円、負担金補助及び交付金 1,165 万 8,361 円です。
- ・12 ページの運営費負担金の精算について、歳出総額 1 億 9,690 万 9,599 円のうち前年度精算金 703 万 4,500 円、診療収入 3,113 万 3,935 円、新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業補助金 53 万 3 千円、四條畷市からの前年度精算金 357,596 円を差し引いた額 1 億 5,785 万 568 円が、決算における各市負担金です。
- ・10 ページの枚方市一般会計の歳入歳出決算事項別明細書について、歳入は、新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業補助金 53 万 3 千円、北河内夜間救急センターの診療収入 3,113 万 3,935 円です。歳出は、北河内夜間救急センター負担金として、1 億 3,037 万 2,935 円です。この支出済額 1 億 3,037 万 2,935 円には、枚方市の負担金 9,870 万 6 千円および補助金 53 万 3 千円が含まれているため、それを差し引いた額が、診療収入の 3,113 万 3,935 円です。
- ・14 ページの監査委員報告書について、今年度は寝屋川市の九鬼代表監査委員と本市の勝山代表監査委員に依頼し、令和 3 年 7 月 7 日に出納検査が行われました。結果については、「1. 検査結果」に記載のとおりです。

(委員)

意見等なし。

(事務局)

意見等なしのため、令和 3 年度 (2021 年度) 歳入歳出決算について、認定いただいたものとします。

案件 4. 議案第 1 号 令和 3 年度 (2021 年度) 補正予算 (案) について

(事務局)

資料 3「令和 3 年度 (2021 年度) 補正予算書 (案)」に基づき、以下のとおり令和 3 年度 補正予算 (案) について諮りました。

- ・令和 2 年度各市負担金の精算について、6 ページの精算書のとおり 2,625 万 3,432 円に確定しました。市ごとの精算額は表に記載のとおりです。
- ・精算金として執行するため、4 ページ、5 ページのとおり、歳入の繰越金、歳出の負担金ともに 2,625 万 4 千円を補正、計上しています。
- ・債務負担行為については、3 ページのとおり、清掃業務委託 9,000 万円を計上しています。北河内夜間救急センターの移設に伴い、現契約が令和 3 年 8 月末をもって終了となり、令和 3 年 9 月 1 日から新たに北河内子ども夜間救急センターにおける清掃業務委託を締結しますが、令和 4 年 3 月末までとなっていることから、令和 4 年 4 月からの委託契約について債務負担行為を行うものです。

(委員)

意見等なし。

(事務局)

意見等なしのため、令和3年度(2021年度)補正予算(案)について、承認いただいたものとします。

案件5. 北河内夜間救急センターの移設について

(事務局)

資料4「北河内夜間救急センターの移設について」に基づき、以下のとおり報告しました。

- ・移設先の枚方市医師会館が令和3年6月に完成し、同月11日に枚方市北河内夜間救急センター設置条例の一部改正に係る議案を枚方市議会に提出しました。7月から移設にかかる周知および届け出等の手続きを行い、8月には北河内7市関係者を対象とした内覧会を実施する予定です。
- ・9月1日から枚方市医師会館1階で北河内こども夜間救急センターの診療を開始します。(北河内こども夜間救急センターの詳細については、参考資料①「北河内こども夜間救急センターの概要について」を参照ください。)
- ・移設に伴い、名称及び住所は変更しますが、電話番号及びFAX番号の変更はありません。
- ・契約関係について、警備委託以外の委託(清掃委託・感染性廃棄物処理)については、令和3年9月からの新たな契約を行うものです。
- ・北河内夜間救急センターの「診療業務や調剤業務に関する協定書及び覚書」、「各市負担割合に関する協定書」、「実務委員会設置要綱」については、診療所及び住所の変更のみで内容が大きく変わるものではないため、北河内夜間救急センター設置条例及び規則の一部改正が枚方市6月議会で議決されたことにより、令和3年9月1日から読み替えの取り扱いとなります。
- ・北河内夜間救急センター協議会規約・北河内夜間救急センター協議会事務決裁規程は、診療所名および住所の記載がないため変更ありません。

(委員)

意見等なし。

案件6. その他について

(事務局)

資料5「案件第6 その他について」に基づき、以下のとおり報告しました。

- ・北河内夜間救急センターの診療体制について、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の大幅な減少に伴い、令和3年4月1日より、土曜・日曜・祝日の診療体制を2診体制から1診体制に縮小して臨時措置での診療体制で行っております。4月以降、患者数は昨年度と比較して増加傾向ではありますが、令和元年度の実績ほどまでは回復していないことから、引き続き1診体制を継続しています。今後、患者数の相当数の増加があった場合には、管理医師の判断により通常の体制に戻すことがあります。
- ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認等システムの導入について、令和3年6月に現レセプトコンピューターシステムの導入業者と契約締結を行い、機器設定の作業を完了しました。今後は、社会保険支払診療報酬支払基金に対して補助金の申請を行う予定です。また、システムの運用

については、全国的に本格稼働する令和3年10月1日に合わせて開始する予定です。

- ・北河内夜間救急センターに出務いただいている大阪医科大学病院が、令和3年4月1日に大阪医科大学と大阪薬科大学の統合により、『大阪医科薬科大学病院』に名称を変更されました。
- ・昨年度実施されました厚生労働省による新型コロナウイルス医療従事者慰労金交付事業について、医療機関等で働く医療従事者や職員の皆様に厚生労働省から慰労金が給付されました。北河内夜間救急センターにおいても、医師1名、看護師2名、薬剤師21名、医療事務員7名、警備員2名の合計33名分の申請を行いました。

(委員)

意見等なし。

以上